

【景観形成重点地区の上乗せ基準】

	高さ及び配置	色彩
<p>残波岬 周辺環境 保全地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物・工作物の高さは10m以下とする • 長浜海岸及び県道6号線沿線から残波岬方向を望んだときに、残波岬の崖上に突起する建築物の配置については可能な限り崖地から後退させること 	<p>【外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 景観計画区域の基準を踏まえ、海岸及び周辺の自然景観と調和しない極端な明度・彩度の使用は避け、自然が持つ色になじむ色彩とすること

